

分かりづらい税金の疑問もすっきり解決!



とくろ

津島商工会議所

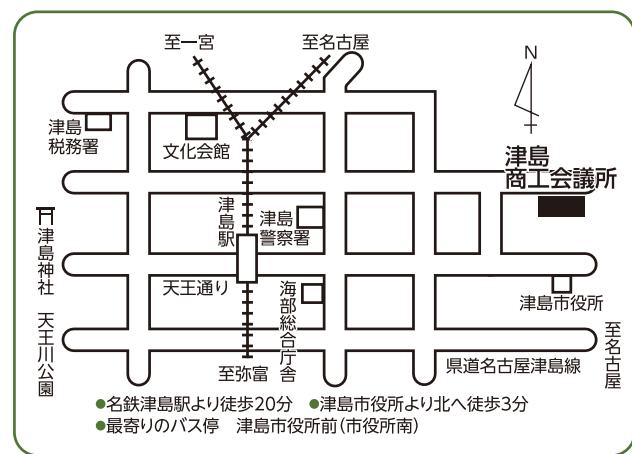
「確定申告書等作成コーナー」
を利用すると、簡単に申告書を作成することができます。

津島税務署

0567(26)2161

郵送先

〒496-8720

津島市良王町二丁目31番地の1
津島税務署

役場での申告について

2月16日(月)から役場でも臨時に受付を行います。会場は大変混み合いますので、速やかに申告を事前に済ませて、「**申告に必要なもの**」を持参のうえお越しください。

2月16日(月)から役場でも臨時に受付を行います。会場は大変混み合いますので、速やかに申告ができます。

申告書作成・問合せ先

- 申告・納付の期限
- 所得税および贈与税
- 個人事業者の消費税
- 津島税務署では、所得税、個人事業者の消費税および贈与税等の確定申告会場を次のとおり開設します。

とき 2月16日(月)～3月16日(月)午前9時～午後5時
※土日は開設していませんが、2月22日(日)、3月1日(日)に限り開設します。

津島税務署から確定申告のお知らせ

●申告書は自分で書いてお早めに

津島税務署では、所得税、個人事業者の消費税および贈与税等の確定申告会場を次のとおり開設します。

ます。
ところ 役場 3階 大会議室

受付できる申告

町県民税申告

確定申告のうち次の方の申告

給与所得、年金収入などの雑所得、一時所得のある方の確定

所得、配当所得のある方の確定

事業(営業・農業等)、不動産所得、配当所得のある方の確定

申告

③住宅借入金等特別控除

※②③については、内容によっては受付できない場合があります。

※町ホームページで住民税を試算できます。

受付できない申告

青色申告、分離譲渡所得(株式、土地などの売買に係る所得)のある方の確定申告、消費税、贈与税、相続税の申告は、税務署(申告期間中は津島商工会議所の申告会場)に提出してください。

※完成している申告書を提出する場合は、会場内の申告書受付箱をご利用ください。(投函された申告書は津島税務署が回収します)

申告に必要なもの

認印、筆記用具、計算機、平成

26

年中に支払った社会保険・生命
保険・地震保険料などの支払金

額の分かる控除証明書や領収
書、障害者手帳、利用者識別番号

通知書(平成25年分以前の所得
税確定申告の際に)、TAXを利用
された方(津島税務署、津島商工

会議所または本町役場からパソ
コンを使用して提出された方)に
は封筒に入れてお渡ししてあり
ます)など

個別に必要なもの

● 給与、年金、報酬などの所得が
ある方

源泉徴収票、支払調書など

● 事業所得のある方

白色収支内訳書(売上、収入金

額と必要経費の金額を集計し、
事前に作成しておいてください)

● 医療費控除を受ける方

平成26年中に支払った医療費
の領収書およびそれを個人別に
集計したものと、保険等で医療
費が補てんされた方についてはそ
の補てん額が分かるもの

※寝たきりの方のおむつ代につい
て医療費控除を受ける場合は、
原則として医師が発行したお
むつ使用証明書が必要です。

問合せ先 役場 税務課
内線 175・176

**住宅借入金等
特別控除申告をされる方へ
「かんたん証明書請求」
のお知らせ**

登記事項証明書の請求は、オ
ンラインでの利用が便利でお得
です。

料金も、窓口請求の場合は一通
午後9時まで請求でき、窓口での
待ち時間も不要です。

600円のところ、オンライン請
求の場合は郵送料込みで一通5
00円、窓口受取なら一通48
0円とさらにお得になります。
利用方法は「かんたん証明書」
で検索してください。

問合せ先 名古屋法務局 民事行
政調査官室

☎ (952) 8170

HP <http://www.touki-kyoutaku-moj.go.jp>

下水道への接続はお早めに!

①の地域の方の受益者負担金の減免措置などは平成27年3月末までです

下水道が利用できるようになってから3年以内(平成27年3月末まで)に接続していただかないと、図の①の地域の方は、次の3つの早期下水道接続を奨励する制度が受けられなくなります。

②の地域の方は、下水道接続を奨励する制度が受けられますので、早期接続をお願いします。

・受益者負担金の20%減免

負担金額(土地の面積1m²当たり270円)のうち、20%を減免します。

・浄化槽雨水貯留施設転用費補助金

下水道に接続することで不要となる浄化槽に、雨水をためて庭木の散水等に利用できるよう改修する工事を行う方に工事費の3分の2(上限額10万円)を補助します。

・水洗便所改造資金融資あっせん

下水道に接続する工事資金の融資あっせんと、融資に対する利子を補給します。(上限額60万円)

また、③の地域の方も接続可能ですので、接続をお願いします。

下水道への接続工事がお済みでない方は、至急、指定工事店を通じて工事をしてください。

今後も引き続き下水道整備を行い、下水道を利用できる区域を順次拡大していきます。

問合せ先 役場 都市整備課 内線140・157

